

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 道路法施行令の一部改正

一 指定市以外の市町村が道路管理者に代わって歩行者利便増進改築等を行う場合に代行する道路管理者の権限及び当該場合の技術的読替え並びに当該権限のうち当該指定市以外の市町村が代行に当たって当該道路管理者へ意見の聴取をすべきもの並びに当該歩行者利便増進改築等に係る費用の負担について定めるものとする事。

(第一条の七、第五条の三、第六条及び第二十六条関係)

二 道路管理者以外の者が道路に自動運行補助施設を設置しようとする場合の占用の場所に関する基準及び当該自動運行補助施設についての指定区間内の一般国道に係る占用料の額を定めるものとする事。

(第十一条の六及び第十九条関係)

三 歩行者利便増進施設等の占用の場所に関する基準を定めるものとする事。

(第十条及び第十一条の七関係)

四 歩行者利便増進施設等として、広告塔及び看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの等を定めるものとする事。

(第十六条の二関係)

五 歩行者利便増進改築等として、歩行者の滞留の用に供する部分に係る歩道の改築、維持又は修繕等を定めるものとする事。

(第三十五条の六関係)

六 特定車両が特定車両停留施設に停留する場合の許可基準等を定めるものとする事。

(第三十五条の七から第三十五条の九まで関係)

七 その他所要の改正を行うものとする事。

## 第二 道路構造令の一部改正

一 交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を追加するものとする事。

(第三十一条関係)

二 歩行者利便増進道路の構造の一般的技術的基準を定めるものとする事。

(第四十一条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする事。

## 第三 道路整備特別措置法施行令の一部改正

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等が行う道路の管理についての道路法等の規定の適用について、技術的読替えを定めるものとする事。

(第十五条、第十六条及び第十八条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

#### 第四 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正

一 自動運行補助施設の設置工事に係る資金の貸付けの条件の基準を定めるものとする。

(第五条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

#### 第五 高速自動車国道法施行令の一部改正

道路法第二十五条第一項の規定により道路法等の規定を適用する場合の技術的読替えを定めるものとする。

(第十二条及び第十三条関係)

#### 第六 附則

一 この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。